

令和4年第2回若狭町議会定例会会議録（第3号）

令和4年3月22日若狭町議会第2回定例会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（13名）

1番	谷川暢一君	2番	川島富士夫君
3番	西村毅君	4番	倉谷明君
5番	増井文雄君	6番	藤田正美君
8番	熊谷勘信君	9番	島津秀樹君
10番	辻岡正和君	11番	坂本豊君
12番	今井富雄君	13番	北原武道君
14番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水滋 書記 河原典史

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺英朗	副町長	二本松正広
教育長	松宮毅	会計管理者	三宅宗左
総務課長	岡本隆司	政策推進課長	竹内正
観光未来創造課長	泉原功	税務住民課長	松宮登志次
環境安全課長	木下忠幸	福祉課長	佐野明子
保健医療課長	山口勉	建設水道課長	飛永浩志
農林水産課長	岸本晃浩	パレア文化課長	中村和幸
歴史文化課長	藤本斉	教育委員会事務局長	宮田雅秋

6. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第10号 若狭町定住促進基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第11号 若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第12号 若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につ

- いて
- 日程第 5 議案第 13号 若狭町行政組織条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 14号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第 15号 若狭町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 16号 若狭町梅加工体験施設条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 17号 若狭町体育施設条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 18号 若狭町就業改善センター条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 19号 若狭広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第 12 議案第 20号 美浜・三方環境衛生組合規約の変更について
- 日程第 13 議案第 21号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 14 議案第 22号 令和4年度若狭町一般会計予算
- 日程第 15 議案第 23号 令和4年度若狭町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 16 議案第 24号 令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 17 議案第 25号 令和4年度若狭町直営診療所特別会計予算
- 日程第 18 議案第 26号 令和4年度若狭町介護保険特別会計予算
- 日程第 19 議案第 27号 令和4年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算
- 日程第 20 議案第 28号 令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 29号 令和4年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第 22 議案第 30号 令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 23 議案第 31号 令和4年度若狭町営住宅等特別会計予算
- 日程第 24 議案第 32号 令和4年度若狭町土地開発事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 33号 令和4年度若狭町水道事業会計予算
- 日程第 26 議案第 34号 令和4年度若狭町工業用水道事業会計予算
- 日程第 27 議案第 35号 令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算
- 日程第 28 議案第 36号 若狭町えびす荘の指定管理者の指定について
- 日程第 29 議案第 37号 若狭町四季彩館の指定管理者の指定について
- 日程第 30 陳情第 1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について
- 追加日程第 1 発委第 1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について

- 日程第 3 1 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 3 2 発議第 1 号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について
- 日程第 3 3 議員派遣報告及び議員派遣について

(午前10時54分 開会)

○議長（今井富雄君）

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（今井富雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、4番、倉谷 明君、5番、増井文雄君を指名します。

～日程第2 議案第10号から日程第30 陳情第1号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第2、議案第10号「若狭町定住促進基金条例の制定について」から日程第30、陳情第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について」までの29議案を一括議題とします。

この29議案につきましては、去る3月1日にそれぞれの常任委員会に審査を付託したものであります。

その審査報告書が提出されました。

各常任委員長からの審査報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、熊谷勘信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（熊谷勘信君）

総務産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月1日、令和4年第2回若狭町議会定例会において、総務産業建設常任委員会に審査を付託されました案件は、条例の制定及び一部改正、規約の変更、計画の策定、指定管理者の指定、陳情の合わせて12件であります。

議案審査のため、3月2日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

議案第10号「若狭町定住促進基金条例の制定について」であります。若狭町への

定住促進を図る事業の財源に充てるための基金を設置するために条例を制定するものがあります。

審査の過程における主な質疑では、

問、この基金は大変貴重なもので、利用価値が高いものと思う。基金積立の上限について計画はあるか。

答、現在、計画している金額は7, 100万円まで積み立てをしていきたい。わかさで輝く奨学金返還支援事業は、1人の交付者に対して5年間分割で交付していく。

問、奨学金は、町内出身の若者対象だが、Uターンの転入者はもう少し年齢も高くなると思うが、年齢の上限はあるのか。

答、基金は定住促進事業に充当するもので、それぞれの事業には年齢制限があるものもある。わかさで輝く奨学金返還支援事業は30歳未満という規定を設けている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、議案第12号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」の2議案についてであります。令和3年8月10日に出席した人事院勧告に鑑み、特別職の職員で常勤のもの及び一般職の職員の期末手当の額を引き下げるために条例を改正するものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「若狭町行政組織条例の一部改正について」であります。行政組織の一部を変更するために条例を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、町が進めているSDGsを考えながらの新しい人事になると思うが、女性の登用についてはどうか。

答、現課長職を見ても、課長は女性1人、補佐は何名かいる。管理職登用には、試験を受けて合格した者が登用の資格を有することになる。今後、配慮しながら配置を考えていきたい。

問、16課となり、各課の縦の組織の横断的な取りまとめをするのは町長、副町長になると思うが、どう対応されるのか。

答、今回、政策推進課を総合政策課に名前を変えた。政策推進課で担っている業務、既に起動している部分については、他の課へ移行し、総合政策課の担う役割を増やして

いきたい。例えば、学校の問題、保育所の問題、これから直面するSDGsの問題等を幅広くここが担い、目を向ける体制を構築しながら、縦割りをできるだけ排除していきたい。総合的に課に目配りができるようにしていきたいと考えている。できるだけ課の隔たりをなくして、連携を取りたい。

問、建設水道課が2つに分かれた。建設水道課自体、災害対応やいざというときの対応の人数が足りていない気がする。それを2つに割ることによって、なおさら人が足りなくなるのではないかと心配される。増員等はどうか考えているのか。

答、災害が起こった場合、例えば、道路、河川、水道施設に職員を配置すると、指揮命令は建設水道課長が担っており、双方を束ねることはなかなか難しい状況である。今は農林水産課職員との協力体制によって対応しているが、今後、上下水道については、施設統廃合の計画もあり、災害も多くなっているため、その対応については少し整理をしたいことから、今回、2課に分けて、建設課の中には農林土木の業務も入れて人数をある程度確保したい。

問、合併して17年目に入る。福祉と教育は上中庁舎ということだが、今後、一つになることを考えているのか。

答、町内の融和がしっかりと図られるようなことも含めて検討は様々な側面から重ねなければいけないと感じている。そういった意味で、今回は、これまでの形から変化を少し取り入れた組織の改編を提案させていただいている。住民の意見を踏まえながら、将来的に「若狭町はひとつ」ということを感じ取れる組織、体制を考えていきたい。

問、DX推進室が今年度できたが、ここから先、機能を発揮していき、業務の効率化を図っていく必要がある。来年度からのDX推進室の新たな動きをどのように考えているのか。

答、これからのデジタル化への対応は、各課横断的に、各課においてもいろんな意味でデジタル化を推進していく段階にきている。この室だけでは機能できないものもあり、限られた人数の中なので、各課の関係職員に兼務辞令を出し、政策的な部分に関しての業務が一気に集中できるような体制も考えていきたい。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」ですが、行政手続における押印の廃止等をするために関係条例を改正するものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、押印が要らず、本人署名となると思う。外国ではサインだと思うが、本人確認という方法をとるのか。

答、「マイナンバーカードを出してください」「身分を証明するものを出してください」ということは手続の中ではある。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「若狭町梅加工体験施設条例の一部改正について」であります、梅加工体験施設を直営方式で管理運営するために条例を改正するものであります。

説明後、特筆する質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号「若狭広域行政事務組合規約の変更について」であります、規約を変更すること（可燃ごみ処理施設の運営経費に関する関係市町分担金の追加）について協議が必要となるものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「美浜・三方環境衛生組合規約の変更について」であります、規約を変更すること（組合町の分担金の変更）について協議が必要となるものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」であります、辺地対策事業債の発行及び措置のために公共的施設の総合整備計画を策定する必要があるため、議会の議決が必要となるものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」であります、令和4年4月から2年間、えびす荘の指定管理者として、有限会社彩石を指定するために議会の議決が必要となるものであります。

審査の過程における主な質疑では、

問、利用料金の記載は必要か。指定管理者が自由に料金を設定できない。もっと自由にやらせたほうがよいのではないか。

答、基本的なところは条例で決めている。条例を見て指定管理者に応募することにな

っている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号「若狭町四季彩館の指定管理者の指定について」ですが、令和4年4月から5年間、四季彩館の指定管理者として、株式会社西野土木を指定するために議会の議決が必要となるものであります。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について」、意見聴取のため、参考人として若狭町シルバー人材センター理事長及び事務局長を招致し、質疑し審査を行った。

審査の過程における主な質疑では、

問、シルバー人材センターは全て配分金として支払っているのか。

答、ほとんどが請負業務である。派遣業務は給料扱い、請負業務は配分金である。

問、消費税を発注者に求めるか、あるいは委託業者に求めるか、どちらかにしなければならない。シルバー人材センターそのものの設立目的は、町でつくったのではなく、全国的に高齢者の健康などいろいろなことを含めてつくられたので、税金の対象にするのはおかしいと思う。

答、人材センターは安い値段で請け負っているので、少額な中、さらに減るとなると会員の生きがいややる気を失うことになる。会員の減少につながる。シルバー人材センターの存続自体に大きく影響してくる。そこを理解してもらいたいと思っている。

問、全国的な展開は始まっているのか。

答、県のシルバーは、県議会、県選出国會議員への陳情の動きがある。全国のシルバー人材センターの動きはもっと早くから動いている。

問、この件について、どうにかしたいというところは言っていただきたい。

答、全国市長会や町村長会に対して働きかけを行っている。地方自治法に基づく代表を經由して意見書を出すという働きかけを行っている。

問、意見書は、全国提出しているところは統一した文面なのか。

答、文面は統一されていると思う。

質疑を終結し、討論では、

賛成討論、会員が少なくなったり発注者にその分の費用負担をお願いすることになると依頼件数も少なくなるということから、インボイス制度の対象からシルバー人材セン

ターを外せるとよい。陳情に対して同意したい。

討論を終結し、採決の結果、委員全員の賛成をもって、採択すべきものと決しました。

以上、総務産業建設常任委員会に付託、審議依頼された議案の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

教育厚生常任委員会委員長、10番、辻岡正和君。

○教育厚生常任委員会委員長（辻岡正和君）

教育厚生常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月1日、令和4年第2回若狭町議会定例会において、教育厚生常任委員会に審査を付託されました案件は、議案3件であります。

議案審査のため、3月3日午前9時より、委員全員出席のもと、議案説明者として渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、岡本総務課長ほか関係課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

その主な内容を報告いたします。

まず、議案第15号「若狭町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について」であります。本案は、子ども医療費助成対象者年齢を「満15歳」から「満18歳」に拡大し、子どもの健康増進と安心できる子育て環境のさらなる充実を図るため、改正を行うものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、子どもという定義で、成人年齢が18歳になることにより問題は発生しないのか。

答、18歳の定義についての質問だと思うが、この条例において、子どもの定義は、第2条で「満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、次に掲げるものをいう。」としているので、仮に高校3年生が5月生まれで18歳の誕生日を迎えられたとしても、その方が卒業される3月31日までが助成の対象とすると条例で定めている。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号「若狭町体育施設条例の一部改正について」であります。本案は、若狭町明倫小学校が令和4年3月末で閉校となることから、屋内運動場を社会体育施設へ移管し、地域スポーツのための施設として提供するため、改正を行うものです。

説明の後、質疑・討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号「若狭町就業改善センター条例の一部改正について」であります
が、本案は、若狭町三方就業改善センターについて、新耐震基準以前の施設であり、経
年により老朽化が進行しているため、解体し廃止するため、改正を行うものです。

審査の過程における主な質疑では、

問、三方就業改善センターの解体の進捗状況はどうか。

答、解体自体は終了している。今は廃棄物の搬出撤去をしていて、今後、整地し、舗
装工事を行う。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をも
って、原案可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生常任委員会の審査結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

予算決算常任委員会委員長、坂本 豊君。

○予算決算常任委員会委員長（坂本 豊君）

予算決算常任委員会の審査報告をいたします。

去る3月1日、令和4年第2回若狭町議会定例会において、本委員会に審査を付託さ
れました、議案第22号「令和4年度若狭町一般会計予算」から議案第35号「令和4
年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの14議案について審査報告を
いたします。

議案審査のため、3月9日及び10日の2日間、委員全員出席のもと、議案説明者と
して渡辺町長、二本松副町長、松宮教育長、三宅会計管理者、岡本総務課長ほか関係課
長等の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

まず、議案第22号「令和4年度若狭町一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を1
06億6,906万2,000円と定めるもので、前年度6月補正予算後との比較では
2億6,467万1,000円の減少、率にして2.42%の減少となっています。

予算内容の歳入では、町税18億596万3,000円で前年度と比較し8.55%
の増加、地方交付税は40億2,000万円で1.95%の減少、国庫支出金は8億7,
440万5,000円で9.63%の増加、寄付金は4億18万円で19.99%の減
少、繰入金は6億9,126万4,000円で26.43%の増加、諸収入は2億7,
135万2,000円で64.86%の減少、町債は6億9,840万円で62.1
2%の増加などがあります。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務費は21億9,108万7,000円で15.35%の減少。主な事業は、音声

告知放送システム整備事業やケーブルテレビネットワーク更新事業などであります。

民生費は24億1,368万8,000円で2.90%の増加。主な事業は、訓練等給付費事業や民間保育所運営事業などであります。

衛生費は13億6,899万4,000円で5.20%の増加。主な事業は、公立小浜病院組合負担金事業や清掃総務費などであります。

農林水産業費は7億7,002万1,000円で10.83%の減少。主な事業は、多面的機能支払交付金事業や若狭の森づくり事業などであります。

商工費は5億2,937万4,000円で20.46%の増加。主な事業は、若狭アドベンチャーツーリズム拠点整備事業や若狭町消費応援キャンペーン事業などあります。

土木費は7億9,602万円で12.15%の増加。主な事業は、道路改築事業や河川維持管理事業などあります。

消防費は3億9,550万6,000円で5.20%の減少。主な事業は、敦賀美方消防組合負担金や若狭消防組合負担金などあります。

教育費は8億2,417万3,000円で2.95%の減少。主な事業は、小・中学校教育振興事業や給食センター費などあります。

公債費は12億6,427万1,000円で2.37%の減少であります。

以上が令和4年度若狭町一般会計予算の概要であり、次に、審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、総務課関連では、

問、知事県議選挙費が800万円で、参議院議員選挙費が1,500万円。この金額の開きの理由は何か。

答、知事県議選挙は、投票日は令和5年4月になるため、当初予算では3月の選挙準備と3月31日までの期日前投票の経費800万円を計上した。

参議院議員選挙は今年7月に行われるため、一括で計上した。

問、音声告知放送システム整備事業で、告知機更新の1億5,300万円は端末の交換だけか。

答、今ついているものの撤去分と新しく設置する分が入っている。三方地域は、現在ある400台を撤去する経費である。

政策推進課関連では、

問、わかさへ帰ろう学生帰省支援事業は、若狭町へ帰省する際の交通費1回5,000円、年4回とあるが、2往復ということか。

答、学生が住んでいるところから若狭町へ帰る交通費について支援する。最大4回帰省する片道分の交通費を補助する。

問、移住支援金について、東京23区に限定している理由は何か。

答、国庫補助を受けて行う事業。国2分の1、県4分の1で補助する。国庫補助事業の要件として東京23区が指定されている。

問、地域づくり協議会への交付金で、世帯数×300円や75歳以上人口×1,800円とあるが、事業に参加した世帯数、人口なのか。

答、それぞれの地域の世帯数及び75歳以上人口である。

問、今回、ふるさと納税が減額された理由は何か。

答、令和3年度の目標を5億円としていた。若狭町ふるさと納税の主要商品であるカニや海産物が不漁や海が荒れて漁に出られないことで品切れで発送できない状態になり、目標額を下回った。また、敦賀市などは海産物の加工場があるが、若狭町は加工場が少なく、今回、目標額を4億円にしている。

観光未来創造課関連では、

問、わかさ割り、1人1,000円のクーポンを2,000万円分、1人分が少ないように思う。2,000万円という規模も少ない。この額を決めた基準は何か。1回の金額を上げることは考えていないのか。

答、クーポン2万枚の根拠は、スマートフォンを持つ若狭町の人口、18歳から75歳で9,500人、50%ぐらい使われるとし、その4回分として2万枚を算出した。3,000円利用で1,000円割引との計画で提出したい。

税務住民課関連では、

問、去年は、マイナンバー普及のために若狭町独自の事業があったが、今年はどういう計画か。

答、国は、公金の振込口座の登録、健康保険証としての利用の登録をされた方にマイナポイントが付与される事業を令和4年6月以降に予定しているので、それに合わせて当町の取得勧奨を強めたい。

農林水産課関連では、

問、林道の改良で過疎対象になれば、補助を活用するということだが、いつ頃になるのか。

答、令和4年4月に公布され、そこから過疎計画をつくっていく。承認されれば、過疎債の対象になるので、実際に起債に充当するのが年度末になる。

建設水道課関連では、

問、神谷橋の長寿命化の修繕の完成予定は。

答、令和4年度完成予定である。

歴史文化課関連では、

問、文化財保護事業で、どこの能を調査しているのか。

答、若狭能「倉座」の神事能だが、9カ所の神社で奉納されており、若狭町では、宇波西神社、末野の須部神社、安賀里の日枝神社となっている。

保健医療課関連では、

問、健康づくり推進事業で、健診の啓発は具体的にどんなことをするのか。

答、毎年度、保健推進員に健康診断の啓発として希望調査票を全戸配布、回収してもらい、健診希望者にチラシや問診票を入れる。行政チャンネル、広報紙などでも周知している。広報紙は、毎月、検診や健康づくりについて特集を組み掲載している。

福祉課関連では、

問、医療費助成事業で、次年度から拡充するということだが、施行が8月からだが、4月から7月に病院にかかった高校生は遡って補助できないのか。

答、今回拡充する16歳から18歳の方については、施行が8月1日からなので、8月1日以後に受診された医療費について助成する。

教育委員会関連では、

問、英語教育推進事業で国が英語教育を進めている中で、ALT2名、英語教育支援員2名で十分か。

答、十分だと考えている。

パレオ文化課関連では、

問、空調の更新で15年経過したから交換ということだが、機能的に問題がなければ、オーバーホールなどをして延命措置ができないのか。

答、チラーは、2年前に、ひと冬に3度ほど緊急停止し、修理している。現在、注意しながら動かしていて、今回、更新したい。

質疑を終結し、討論では、

反対討論、偉人顕彰式典は憲法違反。顕彰式典は中止と聞いたが、予算案には「歴史上の人的文化遺産顕彰事業」が計上されているので反対する。

討論を終結し、採決の結果、委員多数の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

次に、特別会計予算及び企業会計予算の概要について申し上げます。

まず、議案第23号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計予算」は、歳入歳出予

算の総額を17億7,916万1,000円と定めるもので、歳入の主なものは、国民健康保険税3億1,090万9,000円、県支出金13億4,599万5,000円、一般会計からの繰入金1億743万8,000円。

歳出では、保険給付費13億15万5,000円、国民健康保険事業費納付金4億844万9,000円、保健事業費5,336万5,000円などがあります。

次に、議案第24号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を2億4,158万6,000円と定めるもので、歳入の主なものは、保険料1億9,381万円、一般会計繰入金4,686万2,000円。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金2億3,930万円などがあります。

次に、議案第25号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を8,678万4,000円と定めるもので、三方診療所分として8,492万7,000円、巡回診療所分として185万7,000円が計上されており、歳入の主なものは、診療収入7,520万5,000円、繰入金764万5,000円。

歳出では、総務費5,161万9,000円、医業費3,494万9,000円などがあります。

次に、議案第26号「令和4年度若狭町介護保険特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を19億8,513万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、保険料3億9,282万1,000円、国庫支出金4億9,096万4,000円、支払基金交付金5億851万7,000円。

歳出では、保険給付費18億3,443万9,000円、地域支援事業費9,104万4,000円などがあります。

次に、議案第27号「令和4年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を133万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、賦課金111万円、諸収入22万2,000円。

歳出では、総務費75万1,000円、災害補償費57万7,000円などがあります。

次に、議案第28号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を4億2,642万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料及び手数料1億6,301万6,000円、繰入金2億3,129万1,000円、町債1,030万円。

歳出では、集落排水処理事業費2億2,322万7,000円、公債費2億299万7,000円などがあります。

次に、議案第29号「令和4年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を5,247万円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料及び手数料3,733万1,000円、繰入金1,475万1,000円。

歳出では、集落排水事業費4,642万4,000円、公債費599万6,000円などです。

次に、議案第30号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を5億8,595万円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料及び手数料1億7,001万6,000円、国庫支出金2,238万円、繰入金3億7,432万5,000円。

歳出では、公共下水道事業費2億2,123万7,000円、公債費3億6,451万3,000円などです。

次に、議案第31号「令和4年度若狭町営住宅等特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を3,387万4,000円と定めるもので、歳入の主なものは、使用料2,848万9,000円、一般会計繰入金534万5,000円。

歳出では、住宅管理費2,179万7,000円、公債費1,187万7,000円などです。

次に、議案第32号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を1億896万9,000円と定めるもので、歳入の主なものは、財産収入3,966万2,000円、繰入金5,530万6,000円。

歳出では、土地開発事業費5,695万8,000円、公債費3,825万9,000円などです。

次に、議案第33号「令和4年度若狭町水道事業会計予算」は、令和4年度から簡易水道事業特別会計を統合した予算で、収益的収入及び支出の予定額を3億9,915万5,000円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益3億1,382万1,000円、営業外収益8,533万4,000円。費用では、営業費用3億9,915万5,000円、営業外費用2,534万1,000円などです。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入8億1,682万円、資本的支出9億3,824万8,000円と定めるもので、不足額1億2,142万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,368万5,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,774万3,000円で補てんし、収入の主なものは、工事負担金352万円、企業債8億1,330万円。支出では、建設改良費8億5,869万8,000円、企業債償還金7,955万円などです。

次に、議案第34号「令和4年度若狭町工業用水道事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を工業用水道事業収益2,630万5,000円、工業用水道事業費用3,617万6,000円と定めるもので、収益の主なものは、営業収益1,055万7,000円、営業外収益1,574万8,000円。費用では、営業費用3,604万2,000円、営業外費用8万4,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入0円、資本的支出90万2,000円と定めるもので、不足額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんし、支出の主なものは、建設改良費90万2,000円です。

次に、議案第35号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」は、収益的収入及び支出の予定額を診療所事業収益4億5,292万7,000円、診療所事業費用5億2,393万1,000円と定めるもので、収益の主なものは、医業収益3億181万2,000円、医業外収益1億5,111万5,000円。費用では、医業費用5億1,780万6,000円、医業外費用562万5,000円などがあります。

また、資本的収入及び支出の予定額を資本的収入0円、資本的支出3,111万2,000円と定めるもので、不足額は当年度分損益勘定留保資金で補てんし、支出の主なものは、企業債償還金3,111万2,000円です。

次に、議案第23号から議案第35号までの審査の過程における主な質疑を申し上げます。

まず、後期高齢者医療特別会計では、

問、世帯で2割負担になるのは、どのような方が対象になるのか。

答、被保険者が1人の場合、年収200万円以上が2割になる分かれ目である。

次に、農業者労働災害共済事業特別会計では、

問、再共済費だが、昨年死亡事故があったときに共済はおりたのか。

答、令和3年度の3月で補正した支払いの額を令和4年度に受ける予定である。

次に、町営住宅等特別会計では、

問、大鳥羽の住宅は、前から困窮者向けの住宅で、ここまできているが、危険はないのか。建て替えの計画は。

答、かなり古く、その都度、維持管理はしている。現段階で建て替えの計画はない。

次に、水道事業会計では、

問、倉見地区水道施設統合に係る実施計画業務で3,850万円上がっているが、これは設計だけか。実際の工事の予想額は。

答、3,850万円は実施計画に係る経費で、概算工事費は2億円を予定している。
次に、上中診療所事業会計では、

問、今回の予算書を見ると、守りに入っている予算で、やる気が見えない。コロナでかなり患者数が減った時期に合わせてある。昨年の一般会計繰入金は9,000万円、今年度は1億2,000万円に上げているが、それに合わせた予算書に見える。

答、令和3年度の患者数見込みがコロナの影響で大きく乖離したので、このようになった。

議案第23号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計予算」から議案第35号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」までの13議案については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、委員全員の賛成をもって、原案可決すべきものと決しました。

以上、本委員会の審査の過程と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（今井富雄君）

以上で、委員長報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、議案第10号「若狭町定住促進基金条例の制定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号「若狭町定住促進基金条例の制定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

13番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

議案第11号は、特別職の期末手当を人事院勧告に準拠して引き下げるといふ条例であります。

次の議案第12号、同じく一般職の期末手当を引き下げるといふ条例であります。

私は、特別職であれ、一般職であれ、期末手当の引き下げには反対でありますので、議案第12号への反対も兼ねて、本議案の反対討論を行います。

特別職、一般職ともに、6月及び12月の期末手当をそれぞれ0.075カ月分、年間で0.15カ月分を減額するといふ条例案であります。

年収でいえば、基本給30万円の職員は4万5,000円、基本給60万円なら9万円の減収ということになります。

アベノミクスによって、国民は豊かにならず、日本経済も「消費不況」から脱出することはできませんでした。岸田首相は、「新しい資本主義」を掲げ、国民の給与水準を上げることを目指しております。これは、当然目指すべき方向であると思います。町職員の期末手当の減額は、この方向とは「向きが全く逆」であります。

これが、第一の反対理由であります。

条例が成立すれば、今年6月から期末手当は0.075カ月分下がるわけですが、この条例には附則があります。

附則では、今年6月の期末手当については、さらに0.15カ月分を上乗せして減額することになっています。この0.15カ月分は「調整額」と名づけられていますが、昨年12月の期末手当で減額を見送ったものです。

12月は、「コロナで大変だ、金回りをよくしなければならない」ということで減額を中止したわけです。しかし、現在、コロナが終息したわけでもなく、経済が好転したわけでもありません。町職員もコロナ対策に精いっぱい取り組んでいる最中でありまして。

このようなときに、調整額を含めトータル0.225カ月分もの減額を行うなどというのは、決して今の職員の苦労に報いるものではない、このように私は思います。

これが、第2の反対理由であります。

以上、議案第12号も兼ねて、議案第11号の反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号「若狭町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（今井富雄君）

起立多数です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号「若狭町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（今井富雄君）

起立多数です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「若狭町行政組織条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号「若狭町行政組織条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号「押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号「若狭町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号「若狭町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について」、本案

は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号「若狭町梅加工体験施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号「若狭町梅加工体験施設条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号「若狭町体育施設条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号「若狭町体育施設条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号「若狭町就業改善センター条例の一部改正について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号「若狭町就業改善センター条例の一部改正について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号「若狭広域行政事務組合規約の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号「若狭広域行政事務組合規約の変更について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号「美浜・三方環境衛生組合規約の変更について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号「美浜・三方環境衛生組合規約の変更について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号「令和4年度若狭町一般会計予算」に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

○13番（北原武道君）

10款教育費、4項社会教育費の中に「歴史上の人的文化遺産顕彰事業」というものがあり、68万4,000円が計上されています。

「歴史上の人的文化遺産顕彰」という、ややこしいネーミングになっていますが、べールをはがせば、「佐久間勉艇長遺徳顕彰」であります。

歴史上の特定人物を顕彰する行事は社会で広く行われています。それは、「表現の自由」に基づき、特定の宗教団体の行事として行われたり、特定人物を崇敬する有志団体の行事として行われたりしています。戦後の日本では、行政機関が「歴史上の特定人物の顕彰行事」を行うことはありません。

それは、なぜか。プロフィールなどで「尊敬する人物は」というような項目があったりしますが、まさに「誰を、尊敬するか、しないか」は、個人の自由に属する事柄、内心の問題であります。行政が「尊敬すべき人物を特定する」、そして、納税者の税金を

使って「その人物の顕彰行事を行う」。これは、明らかに納税者、つまり国民の「内心の自由」を侵害する行為になり、基本的人権の侵害になるからであります。日本国憲法にもSDGsの目標7にも反します。

私は、本町が「個人崇拜の強制」や「全体主義」とは無縁な価値観の多様性が尊重される町になることを願って、本予算案に反対をいたします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第22号「令和4年度若狭町一般会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（今井富雄君）

起立多数です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 0時05分 休憩）

（午後 0時58分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

次に、議案第23号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第23号「令和4年度若狭町国民健康保険特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第24号「令和4年度若狭町後期高齢者医療特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第25号「令和4年度若狭町直営診療所特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号「令和4年度若狭町介護保険特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第26号「令和4年度若狭町介護保険特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号「令和4年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第27号「令和4年度若狭町農業者労働災害共済事業特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第28号「令和4年度若狭町農業集落排水処理事業特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号「令和4年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号「令和4年度若狭町漁業集落排水処理事業特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第30号「令和4年度若狭町公共下水道事業特別会計」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号「令和4年度若狭町営住宅等特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第31号「令和4年度若狭町営住宅等特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第32号「令和4年度若狭町土地開発事業特別会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号「令和4年度若狭町水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第33号「令和4年度若狭町水道事業会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号「令和4年度若狭町工業用水道事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第34号「令和4年度若狭町工業用水道事業会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第35号「令和4年度若狭町国民健康保険上中診療所事業会計予算」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第36号「若狭町えびす荘の指定管理者の指定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号「若狭町四季彩館の指定管理者の指定について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第37号「若狭町四季彩館の指定管理者の指定について」、本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立全員]

○議長(今井富雄君)

起立全員です。したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について」に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出について」を採択することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、陳情第1号は、採択することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時11分 休憩）

（午後 1時13分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

お諮りします。ただいま総務産業建設常任委員長、熊谷勘信君から、発委第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について」が提出されました。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

～追加日程第1 発委第1号～

○議長（今井富雄君）

追加日程第1、発委第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について」を議題とします。

意見書案については、お手元に配付のとおりです。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

総務産業建設常任委員長、熊谷勘信君。

○総務産業建設常任委員会委員長（熊谷勘信君）

発委第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化と医療費や介護費用の削減などに寄与しています。

そのような中、令和5年（2023年）10月に、消費税において適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることになっています。

現状では、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されていますが、この制度の導入後は、会員からインボイス（適格請求書）が発行されないシルバー人材センターでは、これまでの仕入税額控除ができなくなり、シルバー人材センターが新たに納税する必要が生じます。

このシルバー人材センターの収支を保つためには、会員の配分金を下げるか、利用者の料金請求を上げることになり、いずれも運営上の死活問題となります。

また、人生百年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められている中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きを置いた「生きがい就業」に取り組んでいるシルバー人材センターへの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいをそぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念されます。

このようなことから、シルバー人材センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう、お手元の案のとおり、意見書を政府関係機関に提出したいと考えております。

趣旨を御理解の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明いたします。

○議長（今井富雄君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発委第1号「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（今井富雄君）

起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第31 諮問第1号～

○議長（今井富雄君）

次に、日程第31、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

それでは、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、就任いただいております人権擁護委員の岡本繁夫氏が令和4年6月30日をもって任期満了となりますので、引き続き、岡本繁夫氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（今井富雄君）

提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩します。

（午後 1時20分 休憩）

（午後 1時28分 再開）

○議長（今井富雄君）

再開します。

上程中の議案を議題といたします。

提案理由の説明が終わっております。

お諮りします。本件は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、お手元に配付した意見のとおり答申することに決定しました。

～日程第32 発議第1号～

○議長（今井富雄君）

日程第32、発議第1号「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について」を議題とします。

本案について、提出者から趣旨説明を求めます。

11番、坂本 豊君。

○11番（坂本 豊君）

発議第1号「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

2月24日からのロシアのウクライナへの武力攻撃による侵略は、明らかに国連憲章に反し、国際社会の平和と安全、秩序を著しく損なう暴挙であり、断じて許すことはできません。

今回の軍事侵攻では、軍事施設のみならず、民間施設や空港等のインフラ施設も甚大な被害を受け、民間人を含む犠牲者が増え続けているほか、国外への避難を余儀なくされる人々が後を絶たず、このような侵略行為は、ウクライナの主権や人々の自由、生命を踏みにじる行為であり、決して認められるものではありません。

加えて、今月4日には、ウクライナの稼働中の原子力発電所を攻撃、占拠するという暴挙に出ています。

福井県には全国最多の15基の原子力発電所が立地しており、さらに準立地町である当町として、このような武力攻撃は事故以上に大規模な被害となる非常に憂慮すべき事態であり、到底、看過できないものであります。

以上のことから、当町議会は、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議し、直ちに軍事行動を停止し、即時無条件でのロシア軍の撤退を強く求めるとともに、現地在留邦人の安全確保はもとより、国際社会と緊密に連携しつつ、ロシアに対する制裁措置の徹底強化やウクライナへの人道支援を強く求めるよう政府に要請するものであります。

趣旨を御理解の上、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案の趣旨説明いたします。

○議長（今井富雄君）

提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

6番、藤田正美君。

○6番(藤田正美君)

それでは、この件につきまして、反対の討論を述べさせていただきます。

まず、今回のウクライナ侵攻に対して、犠牲となられた犠牲者に対して哀悼の意を表します。

今回のウクライナ、ロシア侵攻は、二国間の問題であります。

ウクライナがNATOと協力関係を持つことは、戦争拡大となり、幾つかの国を巻き込むこととなります。第三次大戦となると、核の使用を抑えられなくなります。

ロシアと中国、イラン、北朝鮮などの国がつながり、アメリカ、ヨーロッパ、日本と対立するという第三次世界大戦の構図ができ上がりつつあります。

第三次世界大戦を引き起こすような事態を防ぐためにはどのようにすべきか。そのためには、プーチン大統領の論理とウクライナのゼレンスキー大統領の主張とを比較、考量したときに、ウクライナがEUやNATOに加盟することを認めるべきではないと考えます。

また、日本は、軍隊を持ちませんが、ウクライナに防弾チョッキを送ったことについて、ロシア側からは、日本がウクライナを援護している、つまり、参戦している立場とみなされています。それに対して、すぐにロシア艦隊が津軽海峡を通過しております。また、日露平和条約の交渉の中断を本日、ニュースで宣告してきたことを知りました。

第三国日本は、ロシアに抗議をするなど、火に油を注ぐようにあまり刺激させないことが必要です。どちらかに肩入れしないよう、日本はあくまでも中立の立場をとるべきです。

また、日本は、中国、ロシア、北朝鮮の三正面と対峙することを回避するための外交努力はすべきだと考えます。

反ロシア、経済制裁の影響はロシアからの輸出入停滞となりますので、アメリカ追従

ではなく、中立としておき、ロシアを見捨てることはしないようにすることと考えます。

紛争は生命を奪うことに関りを持つ重大なことです。正義が問われます。

今の日本は、国家存続の危機という認識で、紛争に巻き込まれないよう、政治的、外交的な落としどころを探るべきではないかと思えます。

救護、難民受け入れは必要と思えます。

若狭町議会として、国論に言及した意見書を提出するのであれば、マスメディアの報道に追随せず、あらゆる情報を収集して冷静な対応をすることが必要とし、中立的な立場を維持して、抗議を控えて静観すること、それをもって、反対討論とします。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に賛成者の討論はありませんか。

13番、北原武道君。

○13番（北原武道君）

国連でも議論されているように、ロシア軍のウクライナ侵攻は国際社会を揺るがす大問題になっています。

ただいまの反対討論でも述べられましたように、第三次世界大戦あるいは核戦争にまで行く着くのではないかと、世界中の人々がおそれおののいております。

このような中で、唯一の被爆国であり、戦争放棄の憲法9条を持つ日本こそ、世界平和のために献身しなければなりません。

今の状況の中で、中立という名のもとに何もしないことは、ロシア軍のウクライナ侵攻を黙認することになります。

本決議案は、ウクライナを軍事的に支援しようとするものではありません。あらゆる平和的手段を講じることによって、ロシア軍がウクライナから撤退することを望んでいるものであります。

本決議案は、国連の精神にも日本国憲法の精神にもものっとったものであり、決議として公開されれば、ウクライナ問題の平和的解決に本協議会は幾ばくかの貢献をするものになると考えます。

よって、私は、本案に賛成をいたします。ありがとうございました。

○議長（今井富雄君）

次に、原案に反対者の討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（今井富雄君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

10番、辻岡正和君。

○10番(辻岡正和君)

戦争は絶対いけない、平和が全てであるという理念のもと、世界の未来と平和のため、今回のロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議案に大いに賛成いたします。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長(今井富雄君)

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより、採決します。

発議第1号「ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について」、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

[起立多数]

○議長(今井富雄君)

起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

～日程第33 議員派遣報告及び議員派遣について～

○議長(今井富雄君)

次に、日程第33「議員派遣報告及び議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。本件については、お手元に配付したとおり報告し、また派遣することにしたと思います。

なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(今井富雄君)

異議なしと認めます。よって、本件につきましては、お手元に配付のとおり報告し、また派遣することに決定しました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了しました。

これをもって、令和4年第2回若狭町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月1日の開会以来、本日まで22日間にわたり、提案されました令和3年度補正予算並びに条例の制定、一部改正をはじめ、規約の変更、計画の策定、令和4年度各会計予算、指定管理者の指定など、終始熱心に、また慎重に御審議いただき、本日ここに、その全議案の審議を終え、無事閉会の運びとなりました。

若狭町のさらなる発展を期するためには、今定例会において可決されました諸議案の執行に当たりましては、適切かつ効果的な執行により、住民福祉の向上につながることを願うものであります。

さて、今年に入りまして、異常なほど急拡大しました新型コロナウイルスオミクロン株の猛威も、ここにきて、全国的に収束を見せており、18都道府県に発せさせられておりました、まん延防止無重点措置も、昨日21日で解除されました。

福井県での感染拡大警報は4月10日まで再延長されましたが、3月7日の559人を記録して以降、感染者数は下降傾向にあり、ひとまず安堵感が戻ってきたようにも感じますが、今後の新型変異株の出現は否めません。今後も引き続き健康管理と行動には十分御留意いただくようお願いするところです。

最後に、本定例会に賜りました議員、理事者各位の御協力に対し、厚くお礼申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長より、閉会の挨拶があります。

渡辺町長。

○町長（渡辺英朗君）

閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月1日の開会以来、本日まで22日間にわたり、令和3年度若狭町一般会計及び特別会計などの補正予算、各種条例関連、規約の変更や計画の策定、また、令和4年度における若狭町一般会計予算など、数多くの重要案件について御審議をいただきました。

その間、議員の皆様方には、御提案させていただきました議案に対し、本会議並びに各常任委員会におきまして、御熱心に御審議をしていただき、誠にありがとうございました。

本定例会におきましては、議員の皆様方から賜りました御意見や御指導につきまして、今後の町政運営に十分に留意してまいりたいと考えております。

さて、今月は、町内の中学校、小学校の卒業式に出席させていただき、健やかに成長し、学び舎を巣立っていく卒業生や在校生のはつらつとした姿を目の当たりにいたしました。

また、3月20日には明倫小学校閉校式を挙げていただき、地域の皆様とともに、149年の伝統を振り返り、感謝の気持ちで、歴史に幕を閉じる式典となりました。

若狭町の宝であります、元気で素直な子どもたちさらなる飛躍に向け、引き続き教育環境の充実に努め、応援をさせていただくとともに、若狭町への誇りを持ち、立派に成長されることを期待したいと思います。

さらに、4月に入りますと、2日の三方五湖開きを皮切りに、9日には、道の駅「若狭熊川宿」の西側駐車場のオープニングセレモニー、19日には、桂由美ドレスミュージアムとレインボーライン山頂レストランなどのオープニングセレモニーが予定をされております。

コロナ対策を講じながら、今後の観光誘客に着実に結びつけ、効果を生み出していきたいと考えております。

4月1日からは、いよいよ新年度が始まります。

施政方針でも申し上げましたが、令和4年度は、「将来も住み続けられるまち」、そして、「心ゆたかな暮らし」をキーワードに、SDGsやDX（デジタルトランスフォーメーション）などの要素を取り入れながら、新たな時代の「若狭町」を皆様とともに創り上げていく所存でございます。

今後とも、議員の皆様をはじめ、町民の皆様方の御理解と御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、若狭町のさらなる発展と議員各位のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。

(午後 1時50分 閉会)